

# 【重要】ホール利用料金の減免及びキャンセル料について

国の新型コロナウイルス感染症対策に係る基本方針において、屋内行事等の収容人員が上限50%になっていることや、利用者（主催者）も消毒や検温等の感染防止対策を講じなければならないことなどを踏まえ、利用者（主催者）の負担軽減及び利用促進を図るとともに、文化団体等の活動を支援することを目的として、小樽市民会館・小樽市公会堂・小樽市民センター三館のホールの利用料金を減免することといたします。

## ●適用期間

令和2年8月1日（土）～令和3年3月31日（水）

（※但し、収容人員の上限50%が解除された場合は、その時点で終了となります。）

## ●適用条件

適用期間中に三館のホールをご利用で、利用のガイドラインを順守していただけるご利用者。

## ●減免設定（ホールの利用料金のみ適用）

【市民会館ホール】

512席以下の場合の料金を適用する。

【市民センター・マリナーホール】 【公会堂ホール】

各区分利用料金の半額とする。

（※集会室・会議室利用料、冷・暖房料、付帯設備利用料は対象となりません。）

## ●キャンセル料について

三館の使用申請をされている団体やサークル等で、新型コロナウイルスを理由とするキャンセルのお申し出があった場合は、当分の間はキャンセル料を徴収いたしません。

未だ料金をお支払いされていないご利用者にはキャンセル料等の請求はございません。

すでに料金をお支払い済みのご利用者には、お支払い済みの全額を返金いたします。

キャンセルについて御不明な点がございましたら、各館へお問い合わせください。